

長崎国際大学同窓会薬学部門会則

〔名称〕

第1条 本会は、長崎国際大学同窓会薬学部門と称する。

〔所在地〕

第2条 本会は、本部を佐世保市ハウステンボス町2825-7の長崎国際大学薬学部内におく。

〔目的〕

第3条 本会は会員相互の親睦を深めるとともに、会員の教養、学識及び職能の向上を図り、母校並びに薬学の発展向上に寄与することを目的とする。

〔事業〕

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 〔1〕 会報の発行及び会員名簿の作成と更新
- 〔2〕 総会及び役員会の開催
- 〔3〕 研究会及び講演会などの卒後研修の機会の提供
- 〔4〕 長崎国際大学薬学部の教育研究環境の整備に対する援助
- 〔5〕 親睦会などの開催
- 〔6〕 その他、本会の目的達成に必要と認める事業

〔組織〕

第5条 本会は、次の会員を持って組織する。

- 〔1〕 正会員 長崎国際大学薬学部の卒業生及び大学院修了生のうち会費納入者
- 〔2〕 準会員 長崎国際大学薬学部〔大学院を含む〕に在籍する学生のうち会費納入者
- 〔3〕 特別会員 長崎国際大学薬学部〔大学院を含む〕に在職する教職員

2. 会員は、本会目的のために協力し、住所氏名を変更したときは、すみやかに本部へ連絡するものとする。

〔役員〕

第6条 本会に次の役員を置く。

- 〔1〕 会長 1名とする。
- 〔2〕 副会長 2名以内とする。
- 〔3〕 理事 6名以内とし、うち1名は特別会員から選出する。
- 〔4〕 監事 2名以内とする。

2. 理事のうち1名は会計を担当する。

〔役員を選出〕

第7条 役員は、総会において会員中よりこれを選出し、各役員は役員相互によりこれを選出する。

〔役員任期〕

第8条 役員任期は4年とし、承認された総会の翌日から4年目の総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 前任者が欠けたことにより選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

〔役員任務〕

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故のあるときは、その任務を代行する。

3. 理事は、会務を掌理し、本会の運営にあたる。

4. 会計は、本会運営に関する会計を処理する。

5. 監事は、本会の会務・会計を監査し、総会に報告する。

〔役員報酬〕

第10条 役員は原則として無報酬とする。ただし、業務遂行のために要した経費については実費相当額を支給することができる。

〔事務局〕

第11条 本会に事務局を置く。

2. 事務局には、必要な事務職員を置くことができる。

3. 事務職員は、会長の命を受けて本会の事務を処理する。

4. 前3項によりがたい場合には、長崎国際大学に委嘱することができる。

〔会議〕

第12条 本会の会議は、総会と役員会とする。

〔総会〕

第13条 総会は、4年に1回とし、本会運営に関する事項を審議する。必要に応じ、臨時総会を開くことができる。

2. 総会の議事は、出席会員の過半数で決する。

〔審議内容〕

第14条 総会に附議する事項は次の通りとする。

〔1〕 事業報告及び収支決算についての事項

〔2〕 事業計画及び収支予算についての事項

〔3〕 会則の改正

〔4〕 役員承認

〔5〕 その他、必要と認められる事項

〔役員会の構成〕

第15条 役員会は、役員で構成する。

2. 役員会の議長は会長がこれにあたる。

〔役員会〕

第16条 役員会は、原則1年に1回とし、本会運営に関する事項を審議する。必要に応じ、役員会を開くことができる。

2. 役員会は、過半数の出席をもって成立し、決議は、出席者の過半数で決する。

〔審議内容〕

第17条 役員会に附議される事項は、次の通りとする。

- 〔1〕 事業報告及び収支決算についての事項
- 〔2〕 事業計画及び収支予算についての事項
- 〔3〕 総会に提出される議案等の事項
- 〔4〕 細則その他、必要と認められる事項
- 〔5〕 役員を選任に関する事項

〔召集〕

第18条 総会及び役員会は、会長が召集する。

2. 次の各号の1つに該当するときは、1カ月以内に臨時総会を開かなければならない。

- 〔1〕 正会員総数の3分の1以上が要求したとき。
- 〔2〕 役員会が必要と認めたとき。

〔会費〕

第19条 会費は、在学期間中に年額8,000円を納付するものとする。ただし、16,000円を上限とする。

2. 納付された会費は、原則としてこれを返還しない。

〔会計年度〕

第20条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌々年3月31日に終わる。

〔支部〕

第21条 支部の設置は、役員会の承認を得るものとする。

〔支部の役員〕

第22条 支部には、所属する会員の推薦で、支部長及び必要な役員を置く。

〔支部の内規〕

第23条 支部は、本会の主旨に反しない限り、自ら内規を設けることができる。

〔本部への連絡〕

第24条 支部長は次のことを本部に連絡しなければならない。

〔1〕支部事務所の所在地

〔2〕支部活動、その他

〔会則の改定〕

第25条 この会則の改定は、役員会の議を経て総会において決する。

附則

この会則は、平成28年10月8日から施行する。